

令和5年(2023年)10月19日
危機管理・防災課

消防団員報酬に係る所得税の源泉徴収誤りについて

消防団員報酬に係る所得税の源泉徴収額を誤り、過少に徴収していた事案が発生しました。本件に関する状況や対応等について下記のとおりお知らせいたします。

概要	<p>本年3月31日に記者発表した「消防団員報酬についての源泉徴収票の記載誤りについて」のうち、年額報酬の課税上の取扱いについて税務署から指摘を受け確認したところ、源泉所得税額の誤りが判明しました。</p> <p>消防団員の年額報酬が5万円を超えるものについては、その金額から5万円を控除した金額を課税対象とする取扱いが国からの通達により示されていましたが、当該取扱いが平成10年に廃止されていることを認識できておらず、年額5万円を超えるものについてはその全額に課税すべきところを、5万円を控除した金額に対して源泉徴収を行っていたため、源泉所得税を追加徴収する必要が生じました。</p> <p>また、3月31日の記者発表において、住民税に還付が生じる方もあるとしていましたが、住民税額に修正はありません。</p>
判明日	令和5年5月17日
対象者	59人(延べ131件)
対応	<p>税法における期間制限を踏まえ、平成30年分から令和3年分までの源泉徴収税額について再計算を行い、5月31日(水)に徴収不足額を税務署へ納付しました。</p> <p>徴収不足額は、1人当たり最大で6,300円、最小で1,525円となり、合計は197,389円となります。</p> <p>対象者に対しては、10月15日(日)に説明会を開催し、謝罪の上、詳細を説明し、徴収不足分について納付をお願いしました。説明会を欠席された方には個別に説明を行います。</p> <p>また、平成30年分から令和3年分までの修正した「源泉徴収票」を対象者へ再交付します。</p>
担当課	危機管理・防災課
要因	消防団員報酬に係る源泉徴収について、平成10年に取扱いの変更があったことを担当者の確認不足により認識しておらず、その後も、変更前の事務処理を引き継いでおり、後任者も根拠法令や通達等の再確認を怠っていたため。
再発防止策	今後は、関係法令および国からの通達の十分な確認とともに、源泉徴収事務について複数人での確認を行う等、事務処理に誤りが生じないよう再発防止の徹底に努めます。

■問い合わせ

担当課名: 危機管理・防災課 担当: 清水、井上 電話: 0748-71-2311 FAX: 0748-72-2000

〒520-3288

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467